

「公の施設」の見直しについて

1 これまでの取組

「公の施設」の見直しについては、社会経済情勢の変化、民間やNPO、市町村等との役割分担及び厳しい財政状況等を考慮し、効果的かつ効率的な施設の管理運営を行うため、行政改革の一環として平成 14 年度以降取り組んできたところであり、平成 24 年 3 月には「公の施設の見直し方針」を策定し、施設ごとの見直しを進めている。

※「公の施設」とは、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設。(地方自治法第 244 条第 1 項より)

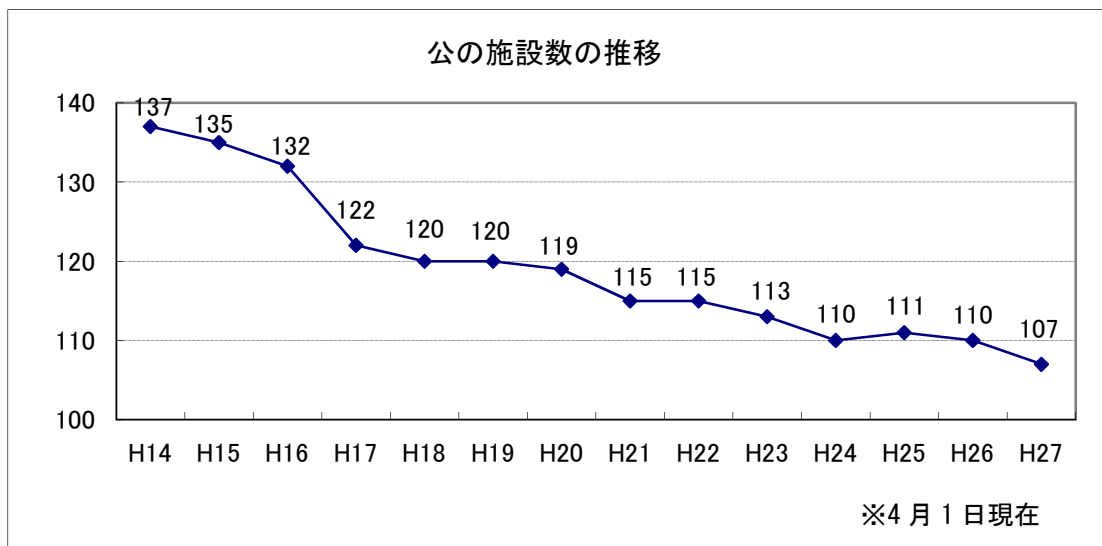
【取組実績】

- 廃止・移譲 35 施設
- 統合・分館化 5 施設
- 指定管理者制度導入 61 施設（全施設の約 6 割）

※平成 17 年度以降の指定管理者制度導入によるコスト縮減効果(累計額) 26 億円

施設数（平成 27 年 4 月 1 日現在）

全体数 (a)+(b)	指定管理者制度(a)	直営施設(b)
107	61	46



2 見直しの必要性

方針策定から3年が経過し、その進捗状況を検証するとともに、公共施設等総合管理計画策定に向けた動きや依然として厳しい県の財政状況等を踏まえ、施設の必要性や管理手法等について改めて検討し、更なる見直しを進めることが必要となっている。

また、平成25年10月に策定した「千葉県行政改革計画・財政健全化計画（平成25～28年度）」では、「公の施設の見直し方針に基づく適正化」を位置付けている。

このことから、見直しの対象とする全ての公の施設（101施設[※]）について、以下の視点から総点検を実施し、平成24年3月に策定した見直し方針の改定を行うこととする。

千葉県行政改革計画（平成25～28年度）抜粋

③仕事改革

イ 県の役割の再構築

(ウ) 公の施設の見直し方針に基づく適正化と指定管理者制度の運用改善

(a) 公の施設の見直し方針に基づく適正化

- ・見直し対象の105施設について、平成24年3月に策定した「公の施設の見直し方針」に基づき、廃止・移譲、施設のあり方検討、施設内容検討、管理手法検討、有効活用策検討、現行維持の6区分に従って、施設毎の見直しを進めます。

(b) 指定管理者制度の運用改善

- ・指定管理者制度について、制度運用上の課題の把握に努め、必要に応じて「指定管理者制度導入に係るガイドライン」の改正等を行い、制度の運用改善を図ります。

※ 対象施設

平成27年4月1日時点の施設数107施設から、平成27年6月末に廃止・移譲した1施設（手賀沼親水広場）及びインフラ関連5施設（上水道、工業用水道等）を除いた101施設。

3 総点検の視点

(1) 施設設置の政策効果

- ・施設の設置目的や事業内容が、現在の県の施策や県民ニーズと合致しているか。（社会経済情勢の変化が設立当初の設置目的に影響を及ぼしていないか。利用者数は低下傾向にないか。）
- ・施策目的の実現に向けて想定した役割を果たしているか。（設置目的に沿って利用されているか。広域的に利用されているか。）
- ・同様の目的を持つ県有施設が複数ある場合は、費用対効果、県民ニーズ、市町村有施設の設置状況等を踏まえ、施設の統廃合ができないか。

(2) 施設の担い手の妥当性

- ・施設の規模や提供するサービスの内容、利用実態等から市町村で運営することが適当な施設や、市町村の既存施設と一体的な活用を図ることにより更なる住民サービスの向上が期待できる施設はないか。
- ・民間で類似のサービスが提供されているなど、民間への移譲により、効果的・効率的なサービスの提供が期待される施設はないか。

(3) 管理運営の効率性

- ・施設の機能を十分に活用しているか。(空きスペースの状況、利用率・稼働率の推移等)
- ・県直営の施設については、サービス向上や経費削減の観点から指定管理者制度や、業務の実態や課題を踏まえ地方独立行政法人制度等の導入の検討ができないか。

4 新たな見直し方針における区分の考え方

総点検を踏まえ、今後の方向性を以下の6区分により整理する。

区 分	概 要
①廃止・移譲	施設を廃止・移譲するもの
②施設のあり方検討	移譲等の可能性、利用方策の抜本的な見直し、今後のあり方等を検討するもの
③施設内容検討	施設の一部移譲や複数施設設置の必要性等について検討するもの
④管理手法検討	指定管理者制度等の導入について検討するもの
⑤有効活用策検討	施設利用率・稼働率の向上、広域利用の拡大、空きスペースの有効活用等を検討するもの
⑥現行維持	運営改善を図りつつ施設を維持するもの

5 行政改革審議会で個別議論を要する施設（案）

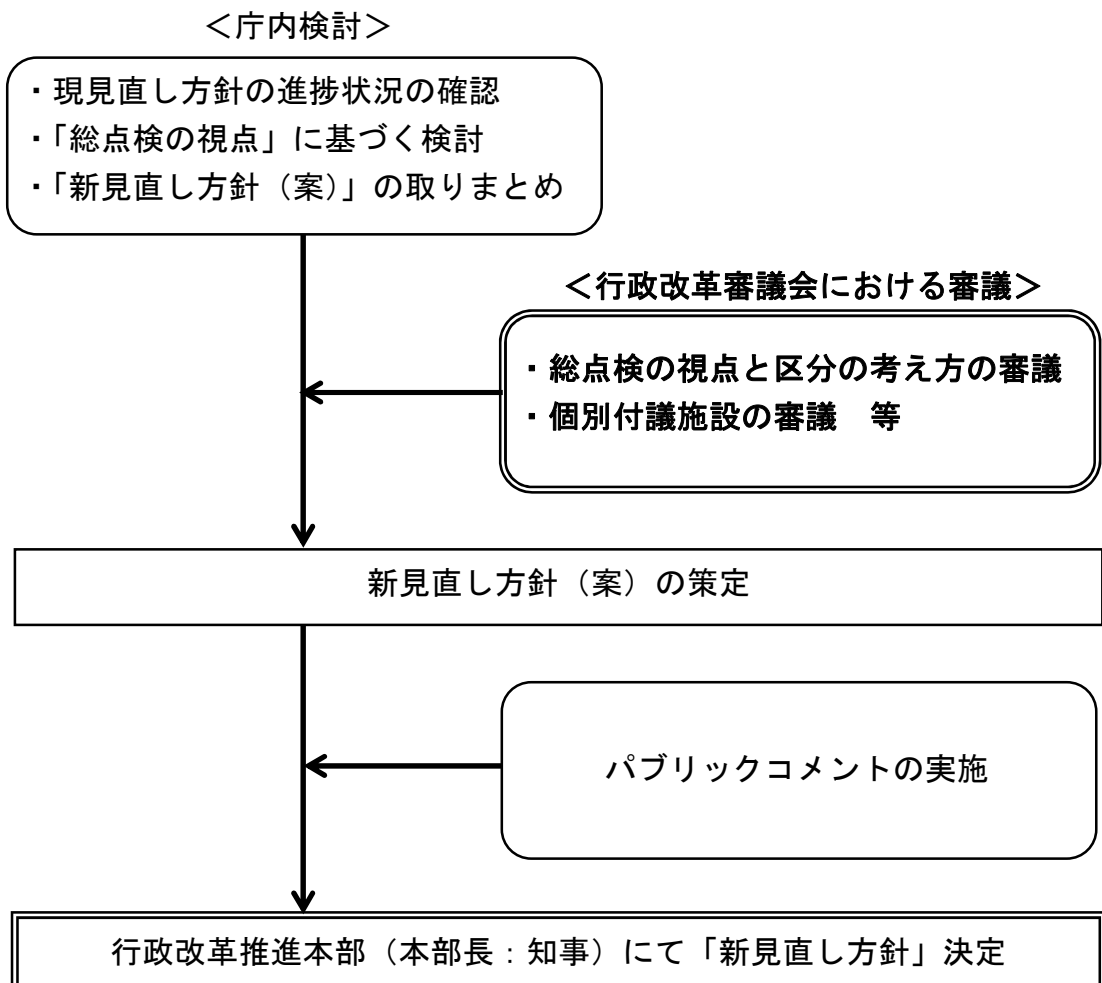
(1) 見直し方針における区分②「施設のあり方検討」に位置付けられる施設のうち、老朽化や耐震性の面から、今後速やかに一定の方向性を出す必要のあるもの

- 行徳野鳥観察舎
- 青少年女性会館

(2) 見直し方針における区分③「施設内容検討」に位置付けられる施設のうち、政策効果や担い手の妥当性等の面から、特に、施設の統廃合や移譲を積極的に検討すべきもの

- 生涯大学校（5 学園）
- 少年自然の家・青年の家（5 施設）
- 博物館（5 施設）

6 見直し方針改訂の手順



【参考 1】行政改革計画における「公の施設」の位置付けと取組状況

I. 千葉県行財政システム改革行動計画（平成 14～16 年度）

1 県行政のスリム化

(2) 組織・機構の再編・整備

公の施設の見直し

県又は公社等が設置主体となる会館、宿泊施設、会議場、総合保養施設その他これらに準ずる施設については、①新設及び増築については原則として行わず、現在計画段階にあり、工事未着手のものについても、これを取り止めます。②既存施設については、施設ごとの独立採算制を原則とし、個々の施設ごとに経営成績等を明確にし、5年以内に、廃止、民営化その他の合理化を行います。

なお、廃止にあたっては、施設を別の目的で利用できるかどうかについても検討した上でを行い、また、市町村への移譲にあたっては、効率的な運営方法を県側で十分検討した上で行います。（漁業研修所・保育専門学院の廃止等、個別施設の方針有）

【取組状況】 廃止 14、統合 2

II. 千葉県行財政システム改革行動計画（平成 17～20 年度）

1 新しい行政システムの構築

(1) 分権型社会に対応した新たな県の役割の確立

公の施設の見直し（廃止、移譲）

民間において類似するサービスが提供されているもの（国民宿舎等）については、民営化など公的関与の必要性について見直しを行います。

(2) 民間能力の活用

公の施設への指定管理者制度の導入

指定管理者制度を積極的に導入し、県民サービスの向上と行政コストの縮減を図ります。

【取組状況】 廃止 11、分館化 2

III. 千葉県行政改革計画（平成 22～24 年度）

④時代の変化に対応した県の役割の再構築

(エ) 公の施設の見直し

①平成 22 年度中に全施設を点検し、廃止・統合、民間・市町村等への移譲、管理運営方法の見直し等の方針を、第三者(行政改革推進委員会)の視点も加えながら策定します。特に、県が直接管理運営している施設については、指定管理者制度の導入をゼロベースから検討します。

②施設の民間等への移譲に際しては、有償による譲渡にとらわれず、機能・サービスが維持されるのであれば、無償又は低額での譲渡など、移譲方針の見直しを検討します。

【取組状況】 見直し方針を 24 年 3 月に策定、廃止 5、統合 1

IV. 千葉県行政改革計画（平成 25～28 年度）

③仕事改革

イ 県の役割の再構築

(ウ) 公の施設の見直し方針に基づく適正化と指定管理者制度の運用改善

(a) 公の施設の見直し方針に基づく適正化

・見直し対象の 105 施設について、平成 24 年 3 月に策定した「公の施設の見直し方針」に基づき、廃止・移譲、施設のあり方検討、施設内容検討、管理手法検討、有効活用策検討、現行維持の 6 区分に従って、施設毎の見直しを進めます。

(b) 指定管理者制度の運用改善

・指定管理者制度について、制度運用上の課題の把握に努め、必要に応じて「指定管理者制度導入に係るガイドライン」の改正等を行い、制度の運用改善を図ります。

【取組状況（26 年度末まで）】 廃止 5

【参考2】取組実績

○廃止・移譲した公の施設

①廃止

	施設名	時期等
1	漁業研修所	15年3月廃止
2	保育専門学院	16年3月廃止
3	母子休養ホーム「なぎさの家」	
4	芝山高等技術専門校	
5	館山高等技術専門校	17年3月廃止
6	一宮キャンプ場	
7	老人休養ホーム「久留里荘」	18年3月廃止
8	老人休養ホーム「もとの荘」	
9	ちばキャリアアップセンター	21年3月廃止
10	長生高等技術専門校	
11	身体障害者療護施設鶴舞荘	23年6月廃止(社会福祉法人へ機能引継ぎ)
12	アグリチャレンジファーム	24年1月廃止(農業大学校へ機能統合)
13	東金病院	26年3月廃止
14	中央防災センター	26年7月廃止
15	中央駐車場	27年3月廃止
16	花植木センター	

②廃止⇒移譲

1	流山青年の家	17年4月流山市に移譲
2	神崎青年の家	17年4月神崎町に移譲
3	軽費老人ホーム「勝浦部原荘」	17年4月社会福祉法人に移譲
4	菓草園	17年4月大多喜町に移譲
5	嶺岡キャンプ場	17年4月鴨川市に移譲
6	鶴舞青年の家	18年4月市原市に移譲
7	大房岬少年自然の家	20年4月南房総市に移譲
8	上総博物館	20年4月木更津市に移譲
9	海上キャンプ場	21年4月旭市に移譲
10	国民宿舍清和	21年4月君津市に移譲
11	安房博物館	21年4月館山市に移譲

③廃止⇒有償譲渡

1	国民宿舍サンライズ九十九里	24年4月(一財)千葉県観光公社に有償譲渡
2	南房パラダイス	26年4月動植物園及び宿泊施設を民間企業に有償譲渡

④廃止⇒貸与

1	加曽利更生園	17年4月社会福祉法人に貸与
2	畑通勤寮	
3	畑ホーム	
4	ながうらワークホーム	18年4月社会福祉法人に貸与

⑤廃止⇒再編整備

1	衛生短期大学	保健医療大学(H21.4月開校)に再編整備し、学生の卒業を待って23年3月に廃止
2	医療技術大学校	

○統合・分館化した公の施設

1	総合運動場、スポーツ科学総合センター ⇒総合スポーツセンター	15年4月 統合
2	房総のむら、房総風土記の丘 ⇒ 房総のむら	16年4月 統合
3	大利根博物館	18年4月 中央博物館の分館化
4	総南博物館	
5	ちば県民共生センター、分館東葛飾センター ⇒男女共同参画センター	24年4月 統合

【参考3】「公の施設」について

地方自治法（抜粋）

第 244 条第 1 項 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

主な公の施設

分 類	例
レクリエーション・スポーツ 関連施設	スポーツセンター、自然公園、県民の森 等
産業振興関連施設	コンベンションセンター、産業支援施設 等
基盤関連施設	駐車場、港湾施設、上下水道施設、都市公園 等
文教関連施設	県立大学、文化会館、青少年の家、図書館、 博物館 等
医療福祉関連施設	リハビリテーションセンター、県立病院 等